

室蘭港のふ頭倉庫増設の請願(篠田弘作君紹介)(第九一四号)

室蘭港の頭工事促進の請願(篠田弘作君紹介)(第九一二号)

室蘭港に漁船及び機帆船の留施設の請願(篠田弘作君紹介)(第九一三三号)

日振トンネル工事継続の請願(篠田弘作君紹介)(第九一四号)

魚類容器返還運賃現行すゝ置に関する陳情書外二件(東京都中央区築地五丁目二十六番地大都市水産物荷受団体協議会内寺田省一外二名)(第一八一号)

県営バス長崎市内線延長免許の陳情書(長崎市長崎県議会議長岡本直行)(第一八三三三三)

秋田市内に鉄道局設置の陳情書外三件(秋田県仙北郡神宮寺町長藤井久松外七名)(第一八四四)

陸運局分室の地方庁移譲反対等に関する陳情書(廣島市白島町築山礼市外十一名)(第一八八八)

国有鉄道用石炭の陸上輸送切替反対に関する陳情書(酒田市議會議長相馬治太郎)(第二〇三三三)

長野市に鉄道局設置の陳情書(長野市長松橋久左衛門)(第二〇五五)

山田線平津戸、茂市間復旧工事施行の陳情書(盛岡市岩手県町村会長下飯坂元)(第二〇九九)

貨物運賃値上反対の陳情書(広島県芦品郡町村会長相方普一外十二名)(第二二八八)

を本委員会に送付された。
本日の会議に付した事件
日本国有鉄道法の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二二号)
国際観光ホテル整備法案に関する件

○大澤委員長代理 これより運輸委員会を開きます。

稲田委員長が少々遅れておいでになりますので、それまで私がかわつて委員長の職を行います。

議事に入ります前に御報告申し上げます。昨日日本委員会に付託に相なりました請願は七十一件、送付になりました陳情書は八件であります。なお去る十一月十日に付託になりました請願は十七件と申し上げましたが、昨日の公報によりまして二件追加になりましたので、念のため右お知らせいたします。

それではこれより日本国有鉄道法の一部を改正する法律案を議題といたし、前会に引続き質疑を行います。

○高橋(定)委員 日本国有鉄道会計及び財務に關して、公共企業体の能率的運営を目標としての改正案として、今回提出されている各條項を通覧いたしました。

すると、第一に予算の編成及び運用に於いても、第二に資金の調達及び現金の取扱いに於いても、第三に運賃の決定に關しても、従来の国有国営としての鉄道特別会計の運営と、ほとんど進歩の跡が見られないように考えられますので、この改正の程度をもつてしては、せつかく公共企業体として独立採算制を標榜して、有能なる総裁以下の幹部がいかに努力をされても、所期の成果を上げられることは、期待し得ないと考えられるのであります。以下順を追つて政府の所見を承りたいと思ひます。

第一に質問いたしたい点は、日本国有鉄道の毎事業年度の予算の編成に關してであります。第三十九條によれば、款項目節の詳細なものを提出して、大蔵省と折衝しなければならぬこと、あたかも他の一般の消費動定の予算の審議と同じように考えられますが、国有鉄道のごとき生産会計におきましては、むしろ当該年度の調達資金の総額と支出総額について、大きなわくの決定が国会において承認されることとが望ましいと考えるのであります。そして国会において承認された包括的な予算のわくの範囲内において、鉄道経営経費が経路界の状況の変化に應じて活発自在に運用されて、年度末においてりつばな成績が上つた。さすがに總裁以下国鉄の予算の運用は、よろしきを得たというように行かないものかどうか。国会の任務といたしましては、予算制度に対する事前監督として、右に述べる程度の包括予算の承認の程度にとどめて、国鉄がこれをいかに運営したかということについては、事後監督として決算の審査に重点を置いたかどうかというように考えられますが、予算の編成についての政府の御意見を承りたいと思ひます。

○足羽政府委員 今高橋委員からお述べになりました点につきましては、改正案を検討いたします際に、そういう点に触れましてもよろしく検討いたしました次第であります。まことにごもつともな御意見だと考える次第でございます。ただいろいろ検討いたしました結果、鉄道のような非常に龐大な企業組織でありまして、予算の形において議會に提出をして、議會によつてこれを審議されるというふうに取り扱ふことが、適當であらうという結論によつて、現在のようない改正案に到達した次第でございます。なおすでに申し上げたことを繰り返して申し上げますのであります。今度の改正案におきましては、予算の実施の面におきましても、予算の拘束を相当脱却して参つた。その点から予算の運用実施の面には、相当な国有鉄道の自主性が認められる現状におきまして、まず最も妥當なる、また現状に適応し得る結論として、やむを得ない改正かと考えている次第であります。

○高橋(定)委員 足羽局長の御答弁によりますと、予算の編成についても現在のような詳細な予算を出すことは、必ずしも望ましくないと考えておられるようであります。特に予算の実施に關して相当自主性が認められておるといふようなお話の点に關連いたしたとしても、予算をあらかじめ国会の承認を経る場合に、現在のように詳細に款項目節というように承認を得られると、その実施の運用の面におきましても相当困難が伴うと考えられますので、私は将来の予算の編成に關するに、私は一歩進んだ計画が、この次あるいは次の国会に提案されて、新しく予算の編成については、もう少し運用の自由になるような制度に改められたいという希望を付して、一応この質問は打ち切ります。

第二の点であります。ただいまお話のありました予算の実施の面につきましても、提案の理由に、広く自主性を認めた、こういうふうに説明しておられますが、第三十九條の九に、「国会に提出した予算実施計画に定める区分に従ふ」とある。この予算実施計画の粗密の程度をお伺いしたい。

○紙田説明員 お尋ねの粗密の程度でございます。この点につきましては現在実行いたしておりますところの勘定区分に、多少の改善を加へまして実施いたしたい、こういうふうな構想のもとに目下検討中であります。

○高橋(定)委員 紙田財政課長のお話によりますと、現在の予算の執行よりも大して運用が自由になるというやうなことが、予定できないように考えられますが、その点はいかがでございますか。

○紙田説明員 お話のように現在の体系は、非常に理想的な体系そのものであるとは必ずしも申し上げられないと思ひます。しかしながら昭和二十二年以来非常に厳密な検討を加へまして、現在の体系にたどりついたものであります。現に一般會計その他の特別會計の区分に比較いたしましては、格段の進歩があり、またその進歩からして、相当高度の弾力性といふものが、その中に含まれてゐるものであると考へてゐる次第であります。勘定科目は一応款項その他の在来区分によつておりましても、しかしながらその区分によつて盛られますところの内容は、いかなる内容を款とし、いかなる内容を項とするかということについては、何らの束縛はないわけでありま

す。現在の国鉄の勘定科目も、表面上の款項という名前においては同じでございますが、相當に重要なものを比較的勘定区分の低いところで、そういう表現をいたしておりますので、表面上からごらんになるよりも、はるかに弾力性があると思われま

す。たとえば現在の營業費は一つの項になつております。従ひまして營業の種類として、

て、現在のようない改正案に到達した次第でございます。なおすでに申し上げたことを繰り返して申し上げますのであります。今度の改正案におきましては、予算の実施の面におきましても、予算の拘束を相当脱却して参つた。その点から予算の運用実施の面には、相当な国有鉄道の自主性が認められる現状におきまして、まず最も妥當なる、また現状に適応し得る結論として、やむを得ない改正かと考えている次第であります。

○高橋(定)委員 足羽局長の御答弁によりますと、予算の編成についても現在のような詳細な予算を出すことは、必ずしも望ましくないと考えておられるようであります。特に予算の実施に關して相当自主性が認められておるといふようなお話の点に關連いたしたとしても、予算をあらかじめ国会の承認を経る場合に、現在のように詳細に款項目節というように承認を得られると、その実施の運用の面におきましても相当困難が伴うと考えられますので、私は将来の予算の編成に關するに、私は一歩進んだ計画が、この次あるいは次の国会に提案されて、新しく予算の編成については、もう少し運用の自由になるような制度に改められたいという希望を付して、一応この質問は打ち切ります。

御承知のように鉄道、自動車その他関連事業におきましては、この款の流用は、そういう重要な内容を項以下の欄に下げるといふ形式よりも、実施の調整におきまして実行をいたしているようなわけでありまして、ただ大きく考えまして建設と営業費、こういうものだけに線を引くというような構想のもとに、勘定体系を編成いたした次第であります。今後なお先ほどから申し上げましたような改正の余地は十分にあるとは考えますけれども、相当高度な程度に検討されたものでありまして、少くとも他の特別会計あるいは公社会計の同等のものに比べまして、最も進歩したものであるということが、総体的に申し上げられると信じている次第であります。

○高橋(定)委員 紙田財政課長の御説明によれば、三十九條の十に「日本国有鉄道は、予算については、当該予算に定める目的の外に使用してはならない。」となつております。三十九條の十一には「日本国有鉄道は、予算で指定する経費の金額については、運輸大臣の承認を受けなければ、流用することができない。」という二つの運用に対する制限があり、また中なりがあるように考えられますが、たゞいまの御説明によりまして、予算が相当に手の込んだ編成になりました。これは款目等の場合、運用におきましては款目等が持つて、従つてこれが運用について、国有鉄道を高効率に運営して行くことができる。特に流用という問題については、かなり弾力ある運用ができるというように考えておられるものかどうか、この点を御質問申し上げます。

○足羽政府委員 予算のうちで三十九條の十及び十一につきましては、先般も御質問があつたので御説明申し上げましたが、予算に定められておる款項は、これは議會予算でございますから、かつてに動かすわけには参りかねると思ひます。三十九條の十の予算に定める目的は何かというところは、これはちやうど現在の財政法の三十三條と同様、政令でたとへば款項の項のごとき科目を指定する。こういうふうな考へておきまして、それによつて予算の目的が定められる、こういうふうな考へられると思ひます。三十九條の十一の目的は、議會で制限される予算でありませんから、この点につきましては流用承認がある場合に流用ができる。こう考へております。ただある事項について流用承認の制限が指定されると思ひますが、しかし目録について流用ということの承認が行われる、こう考へております。

○高橋(定)委員 予算の運用については、これらの規定を十分に弾力性のあるように運用していただくということを希望して、その質問は打ち切ります。

第三には資金の調達及び現金の取扱ひに關しましては、先日岡田委員が質問しておられますように、私も岡田委員と所見を同じうするものであります。第四十二條但書において、例外的に市中銀行を利用することができるとし、原則としては依然國庫に預託しなければならぬというようにしております。金は、國庫が取扱ふところの現金、普通世間で行われておるような経済的な運営を拒まれておるということであつて、總裁が意圖されておると

この企業精神から、著しく離脱しておるものと考へられるのであります。従つて今後適當の機会に、原則と例外とが主客転倒するように法律の改正を企圖されるか。あるいは大巾の運用によつてその目的を達成せられるか。いずれかの一つを選ばれるよう希望を申し添えておきます。

次に第四十二條の二においては、鉄道債券の発行ができることとなりまして、民間資本の國鉄事業への吸収が期待されているのであります。さらに國鉄の取扱ふところの現金を、一般の市中銀行に預け入れて、世間並の経済的運用ができるようにするとともに、これらの銀行から長期、短期の資金を調達し得て、國鉄が経済的企業として、自由活発に運営し得るようになります。きであるという希望を申し添えておく次第であります。

第四に質問いたしたい点は、運賃の決定に關してであります。國鉄のごとき國の鐵道企業は、經營原則として公益の保障と併立調和を指標とすべきであります。従つて運賃の決定に關連して考へねばならぬことは、少くとも当該企業の収入をもつて、当該企業が負担すべき諸費用、支拂い資金として十分であることが保障されるよう、鐵道の旅客運賃、貨物運賃、手数料その他の収入が、確保されなければならぬというところは當然であります。この鐵道の支出予算と見合ふ鐵道運賃の決定が、他の一般物価の改訂と時を同じうし、歩調を整へて実施されないとすると、ややとすると鐵道運賃の改正が、実は他の一般物価よりも遅れて改正されるにもかかわらず、世間的には

一般物価の改訂の先行をなし、物価騰貴に拍車をかけるがごとく誤解を招くのであります。この運賃決定の最終機關は現在國會であります。運賃決定の最終機關が國會であるということからは、必ずしも運賃決定機構として最善のものであるかどうかというところは疑問であります。

〔大澤委員長代理退席、委員長着席〕

運賃の改正のためにのみ國會を召集するということも困難であらうし、また運賃のごとき企業經營の細部にわたる専門家にしても、なおかつ困難を伴う複雑な運賃の審議のごときは、國會としてはやや適正を欠くものであると考へらるるのであります。従つてこのことは、國會が運賃の決定について無関心であつてよいという意味ではもちろんありません。公共的利益のためには、國鉄の獨立採算維持ということよりも、より優越の必要ある場合においては、國家的見地より國會は運賃の決定について、修正あるいは拒否の要求をなし得ることは、これを認めておかなければならぬと考へますが、私の考へといましては、運賃決定機構は政府または國會とは獨立した、常設の機關を設けるべきではないかというように考へるべきであります。この運賃決定機構の問題について、政府はこれを研究されたことがあるかどうか。私は本改正案においてたゞちにこの問題を取上げて、これが決定を促す考へはないのであります。少くともこの運賃決定機構については、將來研究を要するものと思ひますので、これらに対する政府の御所見を承りたいと思ひます。

○足羽政府委員 ただいまの御意見につきましては、一々ごもつともな点があると私考へます。運賃の決定機構につきましては、從來非常に重要な問題といたしまして、國有鐵道が改組になりますと以前から、この問題については常に検討はされておつたのでございます。ただ現状に關してこれに対する意見を申し上げますと、現在のやうな時期と、それから經濟の非常に安定しておる時期と、多少さういふふうな点にわたつて考へてみる必要もあるかと考へております。經濟の安定しております平常の時期におきましては、運賃の改正のやうなことは、実はさうしばしば行われなかつたのであります。たとへば貨物運賃にいたしましても、大正九年以降昭和二十年ごろまでは、部分的な改正は行われなかつた。このやうな通常の經濟事情のもとでは、運賃改正はあまり行われませんでした。また行われたとしても、部分的な改正が行われておつた、こういう実情でございます。またさういふ場合には、おおむねこの内容が、今お話のやうに運賃は非常に専門的な、また技術的な観点からこれを検討し、これを決定して行かなければならない。こういうものでございまして、さういふ観点から申し上げますと、たとえばアメリカのI O Cとか、あるいはイギリスの運輸審判所のような機構のもとで決定されることが合理的ではないか。さういふ意味でたゞいま高橋さんのお話になりまして、さうした機構の合理性を考へておる次第でございます。さういふ観点から申しますと、非常にこまかい点にわ

たつて、あるいは国会で御審議を願うというほどのこともない、こういうふうにも考えられるのであります。ただ現在のような終戦以来の経済混乱期におきましては、インフレの關係において相当大幅の改正を必要とするというやうな事態が経験されておるのでございますが、あるいは一般物価その他の問題との関連におきまして、包括的に、かつある場合には政策的に運賃を決定する。こういうふうな必要が、ある時代におきましては、その点に關していろいろほかとの関連において御判断をいただける国会において御審議を願う。こういうのが現在の情勢においては適當であろうと考えております。お話をいかに運賃の決定について、運賃をいかに構成するか、運賃の内容がいかに検討されるべきかということにつきましては、将来の問題としてなお検討を續けて参りたい、こういうふうな考えでおります。

○高橋(定)委員 運賃の決定の問題につきましては、現段階においてはこのままでもいいと思いますが、将来は運賃の決定は、政府並びに国会とは独立した常設の運賃の研究機關を設けてやるというように、進むべきものであらうと、私は考えますので、その点を申し上げて御参考にし、次の質問に移ります。最後に、前数委員の質問の事項に當つておるのであります、多少重複いたしますけれども、利益金処分に関する第四十一條第二項及び交付金に関する第四十一條の二の規定は、独立採算制を建前とする公共企業体たる日本国有鐵道の本来の性格を、著しく弱体化するがごとき誤解を招くおそれがあるので、これが解釈については、質疑の

形においてこれを一定しておきたいと考えます。すなわち第四十一條の第二項は、日本国有鐵道は經營上利益を生じた場合においては、まず第一に前事業年度からの繰越し損失がある場合においては、その利益は優先に繰越し損失の補填に充てなければならぬ。第二に、なお残額がある場合は、別に予算を定めて改良、建設その他の福利施設等の費用に充當し、第三に、それでもないお残額があり、しかも一般会計においては財政に窮しておるといふやうな、国の財政状況の場合においては、これを一般会計に繰入れ使用することはあるという順序に、利益金の処分はなさるべきものであるという趣旨を規定してあるものである。第四十一條の二の「特別の必要がある」と認めるときは」という意味は、生じたるその損失が日本国有鐵道の本来の經營上より生じたものでなくて、すなわち國鉄の独立採算という観点よりも、より優越した國策的見地に基いて、國鉄の意思に反してある措置が行われたために損失を生じた場合、たとえば今回の補正予算に現われておる運賃値上げが、國鉄は十二月一日から実施したいと希望していたものが、政府並びに国会の都合によつて、一月一日から実施することとなつたというやうな、時期的ずれによる損失は、その限度においては政府はこれを交付金として、一般会計よりこれを交付することができる。また國鉄の立場から言へば、かくのごとき場合は積極的の交付金として、政府に請求することができるといふ趣旨と解釈してさしつかえないかどうか。政府の御所見を伺いたいと思います。

○足羽政府委員 ただいまの御質問は、四十一條の二項の解釈に対する政府の所見ということでございますが、まず第一に損失の補填に充てるといふことは、法文で明らかでございます。それから第二に、別に予算に定める場合を除いて、政府の一般会計に納付するといふ点の解釈について、別に予算に定める場合、建設、改良その他の福利施設等に充當する場合といふやうでいいかとの御質問でございますが、予算に定める定め方がいろいろあると思つてございまして、必ずしもそういう場合に限定されなくて、あるいは建設、改良のための積立金と申しますか、あるいは資金を予算に定める場合もありましようし、その他いろいろな場合が考えられると思つてございまして、従つて予算にいかにか定めるかといふ問題については、その具体的な必要の必要はないのじやなからうかといふふうに考えております。なおまたそういうふうに予算に定めて、それを國鉄で使ひまして、その残額を一般会計に納付するといふことになるのでありますが、その場合に一般会計の状態に応じて、これを一般会計に納付するかしなにか。この問題は今御質問のやうな限定された意味ではございせん。やはり繰越し損失の補填に充て、さらに具体的に予算に定めた定め方に従つて使ひようにし、その残額は一般会計に納付する、こういうふうに制限されてないものといふふうに私考えております。

それから四十一條の二の交付金の問題でございますが、この交付金は政府において特別な必要があると認めた場合でありまして、ただいまお話になり

ました御例示の場合のごときも、あるいは例として該當するかと思ひますが、政府において特に一般会計の予算として提出して、具体的にそのときどきの問題について、御判断を願ふことにならうかと考えております。

○高橋(定)委員 ただいま足羽局長の御説明になりました、四十一條の二項における別に予算に定める場合といふことにつきましては、私も改良、建設福利施設といふふうに、あえて限定する必要はないと思ひますが、この條文の書き方から見ますと、今回國有鐵道が公共企業体として独立採算制を建前とし、企業体の活発なる運営を期待するといふ精神から、非常に離れるやうな誤解を生ずるおそれがあるといふ意味において、私はこの最後の條項の「一般会計に納付しなければならぬ」という精神は、他の普通の会社と違つて、利益金の剰余があれば、これを積立てればよいといふことではなくて、現在の國有鐵道の資本が、全部國が株を持つてゐるといふ形になつてゐる公共企業体であるから、他に使途が明らかでないものは、一般会計に繰入れるのだという精神だろうと思ひますが、現在の國有鐵道の運営の状況から考えますと、現在新線の建設であるとか、線路の改良、その他設備の改良といふ問題について、急を要するものが非常にある際でありまして、その最後の一般会計に納付するといふやうなことは、おそろしく近い将来においては起らないのじやないかといふように考えられます。その点を明らかにするため、利益金の処分としては、第一に前年度までに繰越されてゐる損失の補填に充て、第二には建設、改良その他の、

從來國有鐵道がつつておつたやうな利益金の処分の順序に従う。それでもなおかつ処分に困るやうな金があつた場合には、一般会計に繰入れる。おそろしくそういうことは、国の財政状況も一般会計が窮屈なときであらうといふことを想定して申し上げたのでありまして、必ずしもそういうふうに限定する必要はないと思ひます。

それから四十一條の二の「特別の必要があると認めたときは」といふことについて、私は現在の段階において想定し得るものは、政府なり国会なりが國有鐵道の意思に反して、ある措置を講じさせた場合といふやうに考えられるのであります。現在そのほかに特別な必要があると認められるやうなことを、政府では何か想定されることがあれば、お聞きしたい。

○足羽政府委員 最後の御質問でございますが、その点は特に今予想をして考えているものではないと思ひます。

それから四十一條の二項の点につきましては、来年度の予算が現在査定中でございまして、その姿から見ましても、まず繰越し損失に充て、さらに利益金があつた場合に、それを建設、改良の資金に充當するといふ從來の姿で、事実上当然取扱われるやうになるかと私たちが考えております。

○高橋(定)委員 私の質問はこれで打ち切ります。

○稻田委員長 質疑の途中ではあります、この機会にちよつとお諮りいたします。ただいま觀光事業振興方策樹立特別委員會において立案中、國際觀光ホテル整備法案につきまして、運輸省の間嶋觀光部長が御報告いたした

「異議なし」と呼ぶ者あり」

嶋政府委員 理

最近御承知の通り外客

最近御承知の通り外客の来住が非常に多くなつて参りまして、これに対する受入れ施設、特にホテルの施設の整備が重要になつて参つたのでありますが、現在御承知の通り大部分のホテルは、進駐軍に接收をせられております。非常に宿泊施設が不足しているののであります。これについてさつそこの整備をはからなければならないのでございますが、従来までの実績に徴しますに、ホテル事業そのものが収益率がそう高くない事業でございますし、またその建設には相当の設備資金を必要とし、それがまた非常に長い間固定するという事業でございますので、なかなかこのホテルの整備ということは実現しがたいのであります。これについて業界等からは、多客の泊るホテルに対して、いろ／＼助成策をとる必要があるということ、いろ／＼な陳情等もあつたのであります。国際観光事業を主管いたしております運輸省としても、かね／＼研究は進めておつたものでございます。ところが幸い前国会の終りに、観光事業特別委員会が設置せられまして、いろ／＼な問題について御審議になつたのでございますが、まずこの国際観光ホテルの整備についての法律的措施を、議員立法としてや

簡単にその内容を御説明申し上げます。

すと、まず國際的に見ても、一定の水
準に達し、外客を宿泊させるに十分な
内容を持つホテルの基準というものを
定めまして、その基準に合致したもの
が希望いたしますと、登録を行うこと
ができるようになっております。運輸
大臣に請求いたしまして、ホテルの登
録を要求いたします。そういたします
と、この一定の基準に合致いたしまし
たものであれば、登録をしなければい
けないという建前になっているのでご
ざいます。そうしてこの登録を受けま
したホテルに対しては、一定の恩
典を與える。その恩典といたしまして
は、現在までの一応の法案によりまし
と、登録税及び家屋税の減免、あるい
は遊興税の一部の減免、それから法人
税に關しまして、現在ホテル施設に対
します固定資産の耐用年数が非常に長
くなつております。それがために毎年
の償却に計上いたします金額が非常
に少いために、利益金と認められまし
て、法人税が非常に多額に賦課される
というようなことがございますので、
大体外国の例等をもしんじやくいたし
まして、固定資産の耐用年数を、現在
の半分程度に減らすというような案に
なつているのであります。もつともこ
の点につきましては、現在まで拜聴い
たしましたところによりますと、登録
税あるいは遊興税等につきましては、
大蔵省関係の方の意向もございま
して、このままの案で進むかどうかは

勸告をいたしました場合には、運輸大

をいたしまする場合には、民間の代表

者あるいは関係官庁の代表者を加えたホテル審議会というふうなものにかけて、民主的な決定をする。こういう建前になっているのでございます。なおホテルを建てるには、相当多額の資金がいりますので、過渡的措置といたしまして、外客の宿泊に適するような設備を持ちました旅館に対しても、一部の適用をするというふうな準用規定が入っているのでございます。主たる内容はただいま御説明申し上げます通りであります。現在、なお観光委員会の方で御審議中でございます。この法律は私どもの立場から考えましても、かね／＼業界から要望のありました点の一部が含まれておりますので、こういう法律ができましたならば、観光施設の中核でございます外客の宿泊施設の整備の促進に、非常に大きな貢献をするのではないかと存じている次第であります。簡単であります。以上で説明といたします。

○稲田委員長 間嶋観光部長におお尋ねておきますが、この法案につきまして、本委員会において何か特に注意すべき点があるかないかということ、を私から一応聞いておきます。

○間嶋政府委員 別に御注意願う点は

○稻田委員長 原案通り向うが可決す

○間嶋政府委員　この問題につきまし

ては、大體先ほど申し上げました一部
の恩典が、大分問題になっております
が、これも大局上はやむを得ないので
はないかと考えるのでございます。た
だ現在、運輸省が従来こういつた仕事
を戦争前からやつておりましたにつき
まして、一部の官庁で、端的に申し上げ
ますとなわ張りの考え方から異議
を申し立て、また厚生委員会等から
も、ある程度の申入れがあるやに聞い
ているのでございますが、私どもとい
たしましては、戦争前におきましても
御承知の通り、全国に観光ホテルの整
備を預金部資金をもつて実施いたし、
また終戦後におきまして、現在資
金、資材のあつせん、あるいは建築の
指導等を一元的に実施いたしております
ので、こういつたことはわれ／＼が
やるのが当然の責務である。われ／＼
といたしましては大きな義務を感じて
いる次第でございます。どうかそうい
う点で問題がございましたら、よろし
くお願い申し上げますのであります。

○栖澤委員 実は私観光の方に関係こ
ざいますので申し上げますが、きのう
観光の委員会で大分討論がございまし
て、私どもの方でも大蔵の方から税の

なつてゐるやうに伺つております。た

だ、いまの御報告では、どうもその点が十分御報告になつていないようでございますが、私ども運輸委員といたしましても、この点に関連して御質問申し上げたこともございます。実は来年の列車の計画なども承つてみますと、観光列車の擬台車が九十両予定に上つている。しかしながら三等旅客の列車は一台も新造の計画がない。二等車、展望車等は優先的に新造の計画があるけれども、いわゆる一般の勤労大衆の、広汎な九割以上の人民のための計画がないというようなことも漏れ承つておりますので、そういう観点からもひとつ運輸委員会としても、関心を拂つていただきたいと思うのでございます。ただ私どもは單に外貨の獲得であるということのような、またそういう表面の美名だけで、この案を審議できない。こういうふうに考えているものでもありまして、そういう点も当運輸委員会としては十分御考慮の上、單にこれは観光特別委員会の法案だというように、お考えにならないでいただきたいと思つ次第でございます。

○岡山委員 運輸省設置法に関しまして、ちよつとお伺ひしてみたいことは、その要点といたしましては、「運輸に関連する観光」とある項目であります。ただいま岡嶋観光部長からこの関係の一端を伺ひましたが、私どもが今まで観光特別委員会におきまして審議いた

その要点といたしましては、まずホテルを整備する問題、あるいは観光道路をつくる問題、またはホテルを建てるに對しましての外資の導入とか、あるいは融資問題につきましては、いろいろなむずかしい点が起つておるのであります。これを運輸省が實際にあつてせんすだけの用意があるか。またそれだけの機構が備わつておるかといふことが、今日これが解決に大きな問題となつておるのであります。この際

○問 鳩山政府委員 御答弁申し上げま
す。運輸省設置法にまず書いてござい
ます運輸に関連する観光は何を意味す
るか、こういうお尋ねだと思つてであ
りますが、実は運輸省設置法ができま
す場合に、運輸省が従来とも観光事業
を主管しておりましたので、この点を
当然入れなければならなかつたのでご
ざいますが、従来観光という言葉が
場合によりまして非常に広く解釈され

ておられます。ことに行政面におきましても、観光に關係のある行政と云えば、ほとんど各省に關係がございませう。特に關係の深いものといえます。でも、文部省の史跡、名勝、天然記念物保存行政、あるいは建設省にあります道路行政、また国立公園行政というふうに、各省にもそれ／＼観光に關係のある行政がありますが、そういうたものも含まれるような誤解も受けるから、これを幾らか限定したらよくはな

一つの例をおけて申し上げますと、たとえばホテル等につきましては、まずその建設についてはもちろん建設大臣の許可が必要でございますが、建設省といたしましては、観光事業の主務官庁としてホテルあるいは外客宿泊に適用する旅館等につきましては、すべて運輸省の意見を徴しまして、運輸省が妥当なりと認め、またその内容につきまして適当な訂正を加えまして、これに資材をつけて建設大臣へ移管する。

るものではあるまいかと考えておるの
でございます。

○稲田委員長　ただいま観光事業振興
方策樹立特別委員長がお見えになりま
したから、この機会におきまして、参
考になりますから、発言を許しまし
て、大体の委員長のお話を聞きたいと
思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○稲田委員長　それでは許します。御
光委員長。

務に迫られておるわけであり、何分にも外客の宿泊施設としてのホテルは、採算が非常にとりにくいために、民間にいたしましては外国の資本にいたしまして、もくろみは若干あつたように伝えられておりますけれども、いよく実施しようという者がほとんどない状態であります。ざりとて政府が國の金をもつてこの施設をなすということは、今の財政状態上不可能に近い困難なことでありますので、

奨励をして、国家目的である、国家の今の経済要請である外貨の獲得の足場を築こうという点に、この法案を起草するに至りました根本理由があるのをごさいます。一言にして申せば、それは助成をしなければならぬ。助成をするには補助金を與えるというところが方法として一つ、いま一つは計算のとれるように重い税金を斟酌するといふ、二つの点よりないと委員会では考えたのであります。補助金を與えて一つの仕事を助成いたしますことは、今まで御同様国会議員として見て参りました経過並びに結果から申せば、好ましくない事態がたゞさんありますために、委員会としては、補助金によるという事を避けよう。そうしてその事業がペイする程度の、税の方面で一応考慮をしてみようという趣旨で、それについてどのくらい減税できるものか検討して、一応のとまりとめもいたしたのであります。それによりまして、まず第一に考え得るのは、現行の制度から申しますと家屋税でございますが、外客を宿泊させるホテルは、例を引きますと、船には外洋を航行する大きな船から伝馬船まであります。宿泊施設にも、大きな旅館から小さな旅館まであります。その大規模なるものは、主として外貨の獲得に役立つという両方の相似点をごさいます。御案内の通り船には現在産業復興公団あたりから、船の建造について多額の融資がなされております。しかしホテルの方にはそういうふうな便宜がございませぬし、等閑に付されておるわけでありませぬ。そこで優秀なホテルがあ

る地点に設計、建設せらるるといたしました場合に、その地元は、それによつて雇われる人員も増して来るし、またみやげものを買い、その他のものをかうという点から、地元が潤う。そうしたならば、その地元の税収入となる家屋税というものを、一つ考え得るのではないかと。そこで家屋税をかりに半分にいたしましても、その地元へ別の金が落ちるから、地元の繁栄策としてはプラスマイナス残るところがあるいはプラスになるではなからうかという観点から、家屋税というものを一つ拾つたのであります。その次に拾ひましたものは、これは法人税に關係のあることでありますけれども、耐用年数、償却年限でございますが、これが現行の扱いにおいては非常に長過ぎるのであります。鉄筋コンクリートのホテルの建物が、六十年ということになつております。これは法律ではございませぬが、国税庁の扱いであります。実際に視察をいたしてみますと、六十年はとて持たないものでありまして、かりに建物の形骸は残るとしても、それが使用目的に沿わない程度まで損傷されることが、幾多の事例によつて明らかになつたのであります。またアメリカ等も、これも法律にはよつておりませぬ。査定によつてホテルの耐用年数は三十箇年間といたしております。そうすると日本の今の六十年は長過ぎる。鉄筋コンクリートであつても、四十年程度にすべきであるということで一応押えたのであります。これに準じて現在日本の国税庁で査定をいたしてありますよりも、若干短縮をいたしてしました。法人税を納め、ます場合に、税額が若干減つて参ります。この二つだけ

は取入れても大きな支障はなからうというので、この二つを取入れて、助成の實質的の事柄にしようというのが、委員会における最終的の考えの方向であります。またそれによつて採決的なことはいたす段階でありませぬからいましておしよるんで、最終的な方向であると申し上げるにすぎないのであります。

○稲田委員長 栗山委員長にお願いいたしますが、運輸省になるべく關係のある方面だけお話を願います。

○栗山觀光特別委員長 以上のような二つの實質的な事柄がありまして、これによつて運輸省が任務としておられます運輸に關係ある觀光事業、この事業とやらはらにこの施設を拡充いたしますならば、日本の外貨獲得がより以上の額に上る、かように考えておる次第であります。

いま一つ、やがてはこの法案を皆様に御審議願わなければならぬことであるから、申し上げておきたいことは、國際觀光事業が國際競争の立場にあるということでありまして、日本の施設が劣つておれば、運輸省の觀光事業の任務を全うせられる上におきましても、他国にかなわぬのであります。そこで國際競争にたえ得るところまでにしよ、こういうことも助成方法を考えます上に、理由として持つておる一つの事柄であります。直接運輸省に關係のあります事柄と申しますと、この委員会においては、この法案が通過して法となつた場合、主務大臣をだれにするかという点であります。實質的な理由は幾つか、これは常識的にお互いわかつておるところであります。が、設置法によりまして、運輸省の

設置法の中には、運に關する觀光事業、任務のところはこれが書いてあります。設置法中の任務の点は、その役所を何になし得るかという点を示し得るものであつて、最も重要と思ひます。運輸省の設置法中の任務のところには、運輸に關する觀光事業と書いてあります。一方、厚生省の任務のところには、國民保健と書いてあるだけで、觀光事業という事柄は任務のところには一切書いてございませぬ。法的な観点から申しますと、私どもはこれは運輸省によつて主管するべきものであると考へておる次第であります。その他実績に徴しての事柄は、私がここで今取立てるまでもないことであります。主管するべきものであるといふことを一応の押えとしておりますが、今は主管をどこにするかという問題についていろいろ御意見があります。そのとりまめははしめるべき方法によつて、やがてなさるべきだと存じます。

以上準備をいたしました國際觀光ホテル整備法案に關して、お時間をいただいたわけでありませぬ。

○稲田委員長 ただいまの栗山委員長の御発言に何か御意見がありますか。

○松井(政)委員 委員長にお伺ひいたしますが、觀光事業に關する特別委員会を設置するときに、われ／＼は議院運営委員として十分に御協議したのであります。が、觀光事業特別委員会を真に必要とする事柄は、觀光そのものが、たとえば厚生省に關係を持つていたりあるいは國立公園等になりまして、あるいは／＼なことになりまして、文部省にも關係が出て来る。それから運輸省に一切運輸省が引受けてゐる。いろ

いろな意味におきまして各省々々が、思ひつき／＼の立場で觀光事業の促進をやることは、はなはだもつて不合理であるから、各省間における觀光事業を統一調整する意味において、特別委員会が必要だといふことが強く主張されて、われ／＼設置をして来たのであります。従つてそういう事柄を担当するものが、觀光事業に対する特別委員会の使命でなければならぬと思つておるものであります。ところが觀光事業特別委員会の方で、長期にわたつて閉会中も審査をなされ、あるいは國政調査をしたことも承知いたしております。その結果生れて来たものが觀光ホテルに対する——國際ホテルといひますか、そういうものに対する一つのものがまゝとつて来たといふことで、われ／＼は意外に考へております。従つてその特別委員会の使命と、今のホテルの問題について、われ／＼は大きな疑義を持つておるものであります。この点を明瞭に御説明願ひたい。

それからもう一つ、私はこれが運輸省の管轄になるかどうかということに對しましては、ただいま立法上の説明をお伺ひしたのであります。が、免税をしたり、資金のあつせんをしたり、こういうことになりましたと、そのことまでも運輸省が責任を持たなければならぬ。運輸大臣がそれまでやらなければならぬといふことに、また一つの不合理が起きます。特に免税の中における家屋税の耐用年数等におきまして、ホテルに対する耐用年数を縮める措置を講じますならば、現在炭鉱におきます労働者が、長屋に住んでゐる。長屋の耐用年数はぎり／＼一ぱいに押えられてとられてゐるのであります。

す。従つて今の国際ホテル等に関する免税の措置を、講じなければならぬといふ事は、いづゆる衣料品に關する差益金等は、すでに暴落いたしまして、差益金を査定したときよりもはるかに落ちて、業者が苦しんでおります。そういうものに對する免税を國家として先に考へるべきであつて、ホテルに對する免税を先に考へるといふことが、正しい政治であるかどうかといふことについて、疑義を感じております。さらに資金のあつせんをするにつきては、觀光委員會ではどういふ御相談をしたのか、わかりませんが、あらゆる補助金、補給金を打ち切つて、完全な自主経済を建てようとして努力が行われてゐる際に、ホテルにのみ資金のあつせんをしなければならぬといふ事柄が、今の日本の經濟政策に合致する建前で、この法律をつくらんとしているかどうか。こういう点について一切不合理だらけの法律が、出てくるとしかわれわれは考へられない。従つて私はこういう不合理な内容を持つ法案を、われわれ委員會及び委員全体が信頼する運輸大臣が、これを管轄するといふことは、ひとつやめていただきたいと考へております。この問題についてつらばらかに御説明願ひたいと思ひます。

○栗山觀光特別委員長 私の申しましたように、觀光事業は各數個管轄によつて管理執行されておる。そこでこれを調和して一本にまとめるという考へ方は、委員會の支配的な意見でありまして、できれば觀光庁というふうなものをつくつて、そこに統合できるだけ統合したいという考へ方を持つておりますが、行政機構をかえまことはすく

にできませんので、まず觀光事業を組立てる上に、どれだけの要素があり、どれだけの必要事項があるかについて、委員會は研究し、研究調査事項といふものをつくり上げて、そのうち重点的に必要なものから、取上げて行かうといふ方針で進んで参つて、今の現状を見ますと、重点的に一番先に取上げるべきものは、何しろ外客が来ても、泊るところがなければどうにもなりませんから、ホテルにしようといふことで、ホテルに手をつけたわけでありまして、同時にほかの目前の諸問題についても、數項目にわたつて審議を遂げ、あるものは行政官庁に申入れをなし、また勧告をなしてあります。これは御質問外のことですから、省略いたします。

第二点の、これに助成をするのはどうかと思ふという御趣旨のように拜聴いたしました。が、国内消費と外貨獲得と二つにわけて、私も考へたわけでありまして、つまり外貨を獲得するといふことは、日本經濟の要請であつて、これは國際的なものである。国内の消費の問題は、それに不合理な点、是正すべき点があれば、これは社會政策的な面によつて取上げて、善処すべきものである。社會政策的な施設と外貨獲得の施設と、混同して考へてはならぬ。しかしこれは外貨獲得の施設であつて、今盛んに要請されている輸出貿易の振興と、歩調を揃へべきものである。かように考へましたので、社會施設の事柄は、これは別の担当者において別の観点から取上げ、國會としては、やがて貿易の振興も社會施設の面も、調和的に具現さ

れるものと期待しておる次第であります。

○松井(政)委員 そこで私は、觀光委員會に出でられる方々もまた國會議員であつて、日本としてどういふ事柄を先に手をつけるべきであるかといふことを、十分に御考慮の上に審議されてゐるというところは、了承いたしております。しかしその場合におきまして、現在日本に一番必要なものが何であるかと申しますと、今の議論に對する私のむしろ返しになります。社會施設が大事であるか、外貨獲得という形においてホテルに助成することが先であるか、こういう議論にならうと思ひますが、それはあなたの方はホテルの助成の方が、外貨獲得のために必要だとお考へになる。私たちの方は少くとも社會施設が先だといふことになりま

社會施設をより多くやろうとすれば、こうした外貨獲得の道を十分に立てて、そこから國力を充實して、大いに社會施設を行ふべきである。これは両面ともに同時に取上げ、並行して進めることが國策でなければならぬ、かように考へております。

○稲田委員長 この際運輸大臣より本件についての御意見を承つておいた方がよいと思ひます。運輸大臣、何か御意見をひとつ……

○大屋國務大臣 觀光特別事業委員會の議に乗せられております内容をたゞいま承りましたが、運輸大臣といたしましては全面的にこれに賛意を表します。

○大西(勲)委員 ただいま松井さんからお話がありました。私は今委員長

の言われたホテルの設備その他については、極力やつていただきたいといふことを表明したいのであります。今觀光の問題が出ましたけれども、私は香川であります。御承知のように香川は、唯業の面から申しますと、私は貧弱な県であります。觀光の点から申しますと優秀な所なのでございます。従ひまして現在大体觀光によりますものが、二十五億ないし三十億くらいは入つておるのであります。こういう面から見ても、外貨獲得という点から見ても、今松井氏の言われた社會的な施設という面を考慮し、どうしてでも、こういふことをやつていただかなければならぬ。従つて償却年數にしまして、私は今少しくよいやつていただきたといふ考へ方をしていただきたのであります。今日外國貿易と關連をいたしまして、どうしても觀光によるところ

の外貨獲得といふことは、地理的な條件はあるとは存じますが、場所によつてはどんなところをやつて行かなければならぬ情勢に、差違つておると思ふのであります。どうぞこの点については特別委員會の方において、まずこの面を強力に施行していただきたいといふことを表明いたしておきます。どうぞよろしく。

○稲田委員長 栗山委員長にお願いしておきますが、なお本委員會におきましては、今ただちに本問題に結論を出されん前に、あなたの方で結論を出される前に、今一応いつ幾日に結論を出すという御通知が願ひたいと思ひます。

○栗山觀光特別委員長 承知いたしました。

○柄澤委員 私は觀光委員會の理事をいたしております立場もございまして、共産黨といつたしましては觀光委員會をつくりまして、でございました。以上でございます。が、この委員會が、國の全体の立場から、正しく運営されなければならぬと思ひまして、理事にも参加したわけでございます。

実は委員長にお伺ひしたいのでございまして、きょうここへおいでになりましたのは、當委員會に對してどういふ立場でおいでになつたのか。きのう実は厚生委員會に對して全部の理事が集まりまして、委員長に對しまして、厚生委員會からの意見書に對して返答の書類をつくりまして、行つていただきたことをお願いしたのでございまして、午後一時からこちらの方から持つて参りましたものを取上げる厚生委員會へ、持ち込まれることになつていた

と思うのであります。どういうお立場
でおいでになったのか、私理事として
伺つてみたいと思ひます。

○栗山観光特別委員長 その委員会か
らお求めがあれば、どの委員会でも参
つて説明するのが、関連事項について
は当然だと考えております。そういう
立場でこの委員会の委員長からお求め
がありましたから参りました。

○柄澤委員 運輸大臣にちよつと……。

運輸大臣はたいへん御賛成の御趣旨で
ございまして、私当運輸委員会の委員
として申し上げたいのでございませ
うが、御承知のように国鉄の運賃が値上
げになることはきつた、ただいまの
日本の情勢では、これは妥協だとい
う御答弁であつたのでございませ
うが、この赤字の原因をいさぐつと調べ
てみますと、一等旅客や寝台の運賃と
いうものは、いつも採算割れがしてお
るのでございませう。そしてたゞいまで
は三等の旅客の大家が、ほとんどこの
国鉄の赤字を背負つておるような状態
でございませう。そういういたしますと、独
立採算制を目指して赤字にならないと
言つておいでになつて、こういう方針
でお進みになりました現在、一等旅客
の寝台列車とか、そういうものの赤字
が非常に大きな負担となつておること
が明らかでありますのに、そういう観
点からも観光の列車などをふやしてい
て、そうして赤字がふえて行くという
ことに對しましては、私ども運輸委員
としても賛成できないのでございま
す。これは社会党の松井委員からもお
話がありましたように、この国有鉄道
の公共性ということ、企業性という
ことが非常に衝突しておるのでござい
まして、そういう観点からも運輸大臣

として、簡単にそういうふうにお答弁
になりますことは遺憾でございませ
うが、どういふふうになつていふ点が、こ
の運輸行政の立場から利益になるとい
う御観点でございませうか。あるいは大
局的に外貨の獲得に、観光事業がいい
というふうに考えていらつしやるかとい
うことでございませう。意見は別とい
つておきたいと思ひます。

○大屋國務大臣 柄澤さんの今のお話
であります、この一等の運賃ないし
寝台旅客運賃は、赤字にはなつておら
ぬのであります、外客を誘致するとい
う面からいたしますれば、今までし
ばしば経験いたします。すでに日本に
参つた外人が、いかにも日本の国鉄が
貧弱であるといふやうなことを、それか
らホテル設備が貧弱であるといふやう
なこと、また道路の設備が貧弱である
といふやうなことに對しまして、観光
事業的に見、かつ外貨の獲得という点
から見ますれば、さらにこれらの点に
力を入れる必要を感じたしております
するわけ合ひであります、その意味
から私はただいまの栗山さんのお話に
賛意を表する、こういうふうにおし上
げたわけでありませう。

○栗山委員 ただいま横道の議論がた
いへん多くなつて、私の本問題はそつ
ぽへ行つてしまつた観があります、私
は総括した言葉で申し上げるなら
ば、ただいま柄澤委員から非常に反駁
的な御意見がありました、しかし日
本の小さい島だけから言つたら、今の
柄澤さんの御意見、またほかの方の御
意見もいと思ひますが、日本が再建
途上にある立場からいたしまして、国
際的に伸びようという際には、私は過

去の小さなことにこだわらずに、これ
から大局的にすべての方法に當つてい
ただく。その任務は運輸省がしつかり
と引受けて、これをやつていただく
か、ただだけないかということに、大
きな問題が関連しておると思ひのであ
りまして、私はこまかいことはさてお
きまして、その点を運輸大臣にもつと
強く確立した御回答をいただきたい
と、先ほど申し上げた次第であります。

○大屋國務大臣 ただいま柄澤君に御
答弁申し上げたと同じ趣旨で、日本の
現在の状態におきまして、どうしても
外貨を獲得するといふことが非常に重
要なものの一つでございませう、そ
のためにはやはりただいま申し上げま
した観光事業にさらに一層専念いたし
て、経費をつぎ込み、われ／＼が努力
するといふことは、さらにこれをやる
必要があると強く考えておる次第であ
ります。

○栗山委員 ただいま栗山観光委員長
も来られて、その際に委員長に必要が
あればやろう、また出て説明をしても
らいたい、御連絡もしてもらいたい
というお言葉のようでありましたが、こ
こに一番重要なことは、運輸省がど
までこの観光に力を入れていただけ
かといふところに、大きな問題がある
と思ひますから、委員長におかれまし
てもこの点を十分に御了承くださいま
して、万全を期していただくようお願い
いたしたいと思ひます。

○稲田委員長 間嶋観光部長の説明に
對する質疑応答は、大体これをもつて
終りまして、なおこの問題につきまし
ては各位の御研究を願ひまして、一応
何らかの結論を出しまして、その結論

を観光委員会の方に申し入れるとか何
とかいたしたいと思ひます。

○稲田委員長 これより柄澤委員の本
委員会における質疑を継続いたしま
す。柄澤君。

○柄澤委員 運輸大臣にお尋ねしたい
ことは、運輸大臣はこの前の国会にお
きまして、九月の十二日だつたと思ひ
ますが、満尾委員の御質問に御答弁に
なつておりました際に、国有鉄道が六
月一日からコーポレーションの形態
をとりまして、今の国有鉄道は、国
有鉄道であるといふことに間違ひない
といふ御答弁がありました。私設鉄道
であることは例外だといふことをおつ
しやつていたように思ひのでございま
す。今度この新しい法律によりまして
、日本国有鉄道法といふものが改正
されるわけにございませうが、その第三
十六條に「日本国有鉄道の會計及び財
務に關しては、本章の定めるところに
よる。」といふことにかつたのでござ
いませうが、これは現行法の一條に
「国有鉄道事業特別會計をもつて
經營してゐる鉄道事業その他一切の事
業を經營し」といふところがございま
すが、この国有鉄道事業特別會計を
もつて經營してゐるというところは、こ
の三十六條によりまして改正されるわ
けでございませう。その点につきまし
て、大臣がこの前に御答弁になりました
今度の国有鉄道法が国有であるといふ点
に、どういふふうになつた根本的な問題
がかわつて行くかどうかといふことで
ございませう。その点の御答弁をお願い
したいと思ひます。

○大屋國務大臣 その三十六條の改正
によつて、国有鉄道が国有鉄道でなく

なる、性格がかわるということではご
ざいませう、現在存しております
日本国有鉄道法に基きまして、す
でに特別會計からの脱却を脱して、
コーポレーションは獨立した會計をみ
ずから所持した、いわゆる公共企業
体に相なつたわけにございませう。
今度の日本国有鉄道法の一部の改正
は、すでに資料を御配付申し上げてお
ります、主として會計の面に關する
規定をかえたのでありまして、その
かえ方が、すなわち国有鉄道を国有鉄
道にあらざる性格にかえるという意味
合ひではございませう、国有鉄道の
性格は既存の法律でかわつてしまつ
ておりますので、かわつたものの中の
會計に關する面を一部改正するとい
うのが、今回の法律一部改正の趣旨で
ございませう。

○柄澤委員 そういたしますと、古い
話にさかのぼるのでありますが、明治
三十九年に設置されましたところの
国有鉄道法の精神であります日本の鉄
道といふものは、その公共性から国有
であらねばならないといふ、この根本
的な精神に對しまして、大臣はどう考
えになつておられますか。

○大屋國務大臣 その古い伝統を今年
の五月三十一日まで継続して参つたの
が、六月一日から日本国有鉄道法によ
りまして新しい、従来かつてなかつた
性格の公共企業体といふものに切りか
わつたのであります、しかし公共
企業体の目的は、この日本国有鉄道法
の第一條に書いてあります通り、在
来の特別會計で經營しておつた事業
を、特別會計にあらざる形にいたしま
して事業を經營し、かつ将来の發展を
期するといふふうになつた次第でござ

ざいます。

○柄澤委員 そういたしますと鉄道経営というものは、やはり国有であるという根本精神にはかわりがないという点を確認してよろしゅうございませうか。

○大屋國務大臣 国有であるというふうに確認するのは、語弊がございませう。実質は第一條によりまして、今までの会計の方式が国の会計で、国の会計は一般会計と特別会計でございませうが、国の管掌いたしまする会計のうち特別会計でまかなつておりましたものを、性格をかえまして公共企業体という、かつて今まで存在しない一つの組織をつくつたのであります。しかしその内容は、いわゆるコーポレーションの、公共企業体の内容の財産は、全部政府がこれを出資いたしておりますので、国有鉄道は在来の形とは違ひますが、このコーポレーション、公共企業体の財産全部は、政府の出資というふうに相なつておるので、そこをそういうふうな區別をして御解釈を願ひたいと思ひます。

○柄澤委員 そういたしますと、その点の御質問はこれで打ち切りまして、給與準則についてでございますが、第四十四條に「その役員及び職員に対して支給する給與について給與準則を定めなければならない。この場合において、この給與準則は、これに基づく事業年度の支出が国会の議決を経た当該年度の予算の中で給與の額として定められた額をこえるものであつてはならない。」というところがあるわけでございます。その前に追加予算の三十九條の六には「予算作成後に生じた避けることのできない事由により必要

がある場合に限り、追加予算を作成し、」ということがございます。ただいま国有鉄道の労働者諸君が出しました要求が、調停を拒否されました。仲裁にかかつているのであります。この仲裁がきまりました場合には、その決定に服さなければならぬということがあります。補正予算を拜見いたしますと、補正予算には新しい給與の分と考へられるのでございますが、この仲裁の法律に服さなければならぬという場合が、この避けることのできない事由に該当しないかどうか。三十九條の六の避けることのできない事由というところに、法の規定によりまして仲裁の決定に服さなければならぬということが該当しないかどうか。大臣の御見解を承りたい。

○大屋國務大臣 それは該当しないのです。公共企業体の労働法の十六條にありますが、趣旨に従ひまして、運輸大臣は仲裁委員会の裁定が出した場合に、予算を伴うものとしからざるものと區別いたしまして、もし予算を伴うものがございました場合には、運輸大臣はこれに対して意見を付して国会に提出し、議院がこれをいかにように処理するかによりまして、また次の予算を組むとかいふような措置が生れる、さうに御解釈を願ひます。

○柄澤委員 いろいろ御意見もあるやうでございますが、コーポレーションになりましたから、このたびの新しい法律の改正の主たるものは、コーポレーションの企業性ということと、それから公共性ということの統一を、どういうふうによつて行くかという点で、今度の改正は非常に御苦心なさつ

ておるようになつてございませう。企業性を主に行きますれば、ただいまいろいろ国有鉄道のやつておりますような、ほろ酔い列車であるとか、さうしたようなおかしなものが行われまじし、公共性を中心にして参りますと、どうしても勤労大衆の運輸の点と、それから産業の輸送の面を中心にして、お考えになるといふ点が出て来るのでございませう。運輸大臣はそれに対しての権限を持つておいでになると思ひますが、ただいまの日本国有鉄道が赤字を出してございまして、そして新しい予算では、補正予算として三十億も組んでおるのでございませうが、その点につきまして、現在の日本国有鉄道に対して運輸大臣として、どれだけの指導、監督をおやりになつたかということにつきまして、実は本年度の予算で要求いたしました結果、ようやくこの報告ができたのでございませうけれども、その中で、きようは会計検査院の方もおいでになつておりますので、御答弁を願ひたいと思つておりますが、現在国有鉄道の五月の三十一日から六月の一日に引継ぎましたる／＼の作業資産、固定資産等があるのをごさいます。私どもの調査によりまして、これが非常に現品と帳簿との食い違ひがあるというやうなことも聞いております。さういふ点の検査、監督、指導、調査というものが、実は運輸委員会としても国政調査として要求されておつたのでございませうが、運輸大臣はこの点につきまして、どういふやうな指導、監督をなさつたか。その経過はどうなつておりますか。さういふ点について御答弁を願ひたいと思ひます。

○大屋國務大臣 前段の国有鉄道の運営の用途が、企業性と公共性をどういふふうにかつておるかというのを申し上げますと、何しろ独立採算制にしたのでありますから、俗に言へば、採算がとれるように運営をして行くことも、非常に大切なことなのであります。さればと言ひまして、全然これがそろばん本位でということもむろんいけません。両方の側面を調和いたすように、柄澤君もお認めくださるやうに非常に苦心いたしておられますので、将来もこの両者の調和を十分にとつて、独立採算をまず／＼堅持して行かなければならぬと考へております。後段の点は政府委員として答弁をさせます。

○足羽政府委員 柄澤君の御質問のうち、国有鉄道特別会計から公共企業体にかつた前後の、資金経理状況の内容につきましては、先般詳しく財政課長が御説明申し上げたと思ひます。

○柄澤委員 詳しくないのです。そのためにわざ／＼きようは会計検査院の方に來ていただいたのでございませう。この間はただここにございませうと現れた数字の御説明だつたと思ひますが、私たちがその内容につきまして、私たちが北海道の小樽の機関区に参りましたときに、会計検査院の方にお見えになつておりました。その調査の状況なども拜見したのであります。が、全国的にどういふふうになつておるかというところでございます。さういふ点の御説明がいたしたいと思つております。できますならばその後、貯蔵品の中から新しい予算として、不用品、不急品としての拂下げ等も行われている予算が組まれておつたのでござ

います。さういふものの経過もものくらいになつておるかというやうなことも承りたいと思ひます。

○足羽政府委員 御質問の点が具体的にはつきりいたしませんので、もし具体的な点でありますれば、いづれ承りまして、後刻調べて御返答申し上げます。

○柄澤委員 会計検査院の方がお見えになつておりますので、会計検査院の方に、足羽局長はおわかりにならないやうでありますから、ひとつ御説明を願ひたいと思ひます。

○綿貫説明員 ただいま御質問のありました六月一日の財産引継ぎに関する事項でございますが、実はきよう突然出てくれというお話がありましたので、さういふ点に対する御質問が、内容がはつきりいたしておらないわけでありまして、国有鉄道法の一部を改正する法律案に関連してというお話でありましたので、実はその面だけしか書類を持つて来ておりません。なおかつさういふ二十四年度に入りましてから実施されました、コーポレーションに引継がれた財産の面につきましては、われ／＼としては検査はいたしてはおりますが、何せまだ二十四年度のことで、最近の問題でありますから、調査をいたしておることだけを申し上げる程度にしかなつておりません。具体的に何がどうなつておるかというところは、それがもしもわれ／＼の見ます立場から、国会に報告してもいい。あるいはすべきものであるということになりますれば、いづれ二十四年度の決算検査報告として申し上げることになると思ひますが、いかなせんまだ調査中で、完結もいたしてござ

ん。内部でこれをどうするかということも決定いたしておりますので、具体的にお答えできないのを遺憾に存じます。

○柄澤委員 赤字が出て、そして補正予算を組んで、貸付けを国からまたしなければならぬというような状態になつておりますのに、ただいまの会計検査院の方の御答弁は、非常に遺憾なわけでございますが、できておらないというのではしょうがないことではないかと、関係方面からも会計検査院のあり方につきましては、通信の関係でもいろいろ御注意があつたということも聞いておりますが、ことに国有鉄道の場合には、加賀山総裁が伏魔殿と言われたようなこともございましたので、そういうお調べがあつた上で、当然この調査ができたと思うのでございしますが、たとえば作業資産の中に、繰越貯蔵品として二百五億にがしというものがございします。あるいは積送品とか未成品がございしますが、こういうものが会計検査院がお調べになりまして、出て来たものではございませんか。引継ぎの際にはまだやられていなかったものでございしますか、その点を伺えればよろしくございします。

○綿貫説明員 ただいまの点でございしますが、私どもは会計検査をいたしておるわけでありまして、いろいろと調べてはおります。しかしながら検査院の意思としてこちらへ御報告いたしますのは、まだ時期が早過ぎる。私どもゆるがせにして、検査をしておらぬという意味では決してございません。検査は着々いたしておりますが、まだ結論に到達しておらない。こういうつもりで申し上げたわけでありまして、先ほど

も申し上げましたように、その点においてわれ／＼の立場から見ても、もしも不当である。あるいは違法であるということになりますれば、それは明年度、つまり二十四年度の検査報告に掲載されて、こちらへ御報告いたすことになる、こういうお話をいたしたわけでありまして、調べておらぬということではございませんので、その点誤解のないようにお願いいたしたいと思ひます。

○柄澤委員 それでは二十三年度の分がたたいまでできておるわけでございしますか。

○綿貫説明員 二十三年度は目下調整中でありまして、二十二年まで国会に報告してございします。それでコーポレーションの問題は二十四年度になりますから、普通に参りますれば、明年の十二月ごろ国会にまわるはずに相なると存じます。

○柄澤委員 二十二年年度の決算の検査報告が、政府の方にも提出されてございしますが、この中で国有鉄道に關しまして、特殊物件の処分について措置の当を得ないものとして、決算委員会の問題になつておる点があつたように承つておりますので、二、三でもよろしくうございしますから、御報告願ひたいと思ひます。

○稲田委員長 柄澤君、一時からこの部屋で法務委員会があるので、この法案に直接関係のないことは次の機会にお願いいたします。

○柄澤委員 運輸委員会は、運賃値上げの問題でもそうでありますけれども、いろいろな点で全国民の注目的になつております。興業の方は、運輸省と特別の会合などもお開きになつてい

らつしやるようでございますが、私も野党としては、当委員会でございます問題を検討する以外に方法がないのでございします。予算にも関係して、いろいろ運営方針等についても明らかにしたい点もございしますので、ぜひ会計検査院の方の御答弁を願ひたいと思ひます。

○綿貫説明員 先刻も申し上げましたように、国鉄の法律の一部改正に關する事項をやるから出て来いというお話でありましたので、実は決算の書類は一切手元に持つて来ておりません。決算委員会というお話でありますれば準備して来たのでございしますが、今間違つたことを申し上げましてはどうかと思ひますので、もしぜひということ、委員長の御許しがあつて、決算報告事項をここで述べろというお話でありますならば、後刻書類をもつて御説明いたしたいと存じます。決算の検査報告のことでございますから、間違つたことを申し上げますと、こちらに對して相済みぬばかりでなしに、相手方の官庁もお見えになつておりますので、その点御容謝願ひたいと思ひます。

○柄澤委員 おいで願ひましたのは、私の言ひ方が足りなかつたかもしれませんが、当局のお出しになりました独立採算制に關する資料に關連して、ぜひ会計検査院の資料を持つて来ていただくためでございます。きようはその点徹底しておりますために、資料を持つておいでにならないでしなれば、次の機会にぜひこれをお願いしたいと思ひます。

○稲田委員長 残余の質疑は次会に移します。次会は公報をもつてお知らせ

します。
本日はこの程度で散会いたします。
午後零時五十九分散会

昭和二十四年十二月五日印刷

昭和二十四年十二月六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所